

登録規則

登録規則細則

登録規則
登録規則細則

2018 年 第 1 回 一部改正
2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 規則 第 6 号／達 第 2 号
2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議
2018 年 2 月 7 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

登 録 規 則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 規則 第 6 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 2 月 7 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「登録規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.1 一般*

-1.を次のように改める。

-1. 本会は、船舶の次に掲げる事項について、別に定める検査、構造等に関する規則（以下、本規則において「船級規則」という。）に基づき、本会検査員（以下、本規則において「検査員」という。）による船級登録のための検査（安全管理システム及び船舶保安システムの審査を含む。以下、本規則において「検査」という。）を行い、船級規則に適合したと認めた場合、当該船舶に対して船級を付与し、これを **2.1.5** に定める船級登録原簿に登録する。ただし、本会は、船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に基づき、検査の結果にかかわらず、当該船舶の船級登録を認めないことがある。

- (1) 船体及び船体艀装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線
 - (2) 海洋汚染防止設備等、安全設備、無線設備、居住衛生設備、揚貨設備、機関区域無人化設備、潜水装置、船体防汚システム及びバラスト水管理設備等
 - (3) 安全管理システム
 - (4) 船舶保安システム
- （-2.から-4.は省略）

2.7 を次のように改める。

2.7 船級登録の消除

本会は、船級登録を受けた船舶が、次の**(1)**から**(5)(6)**のいずれかに該当する場合は、船級登録を消除し、船舶の所有者にその旨を通知する。

- (1) 船舶の所有者から船級登録消除の申込みがあったとき
- (2) 船舶の解撤、沈没等のため、再び使用できないと本会が認めたとき
- (3) **2.2** に定める検査に合格しないものと検査員から報告され、本会がこれを認めたとき
- (4) **2.2** に定める検査を受けないとき
- (5) 検査手数料が支払われないとき
- (6) 船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当したとき

3 章 設備登録

3.1 設備の登録

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 登録*

本会は、設備について、別に定める検査、構造等に関する規則（以下、本規則において「設備規則」という。）に基づき、検査員による設備登録のための検査を行い、設備規則に適合したと認めた場合、当該設備に対して符号を付与し、これを **3.1.5** に定める設備登録原簿に登録する。ただし、本会は、船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に基づき、検査の結果にかかわらず、当該船舶の設備登録を認めないことがある。

3.7 設備の登録の消除等

-1.を次のように改める。

-1. 本会は、登録を受けた設備が次の**(1)**から~~**(6)**~~**(7)**のいずれかに該当する場合は、その登録を消除し、当該設備を備える船舶の所有者にその旨を通知する。

- (1) 当該設備を備える船舶の所有者から当該設備の登録消除の申込みがあったとき
- (2) 当該設備が船舶から撤去されたとき、又は当該設備が再び使用できないと本会が認めたとき
- (3) **3.2** に定める検査に合格しないものと検査員から報告され、本会がこれを認めたとき
- (4) **3.2** に定める検査を受けないとき
- (5) 検査手数料が支払われないとき
- (6) 当該設備を備える船舶がその船級登録を消除されたとき
- (7) 船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当したとき**

-2. 前-**1.(4)**又は**(5)**の場合については、本会は、登録の消除を別に定める期間猶予し、設備証書又は仮設備証書の効力を一時停止することがある。

附 則

1. この規則は、2018 年 2 月 15 日から施行する。

登録規則細則

細
則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 達 第 2 号
2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 2 月 15 日 達 第 2 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.2 船級登録の維持

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 規則 **2.2-2.**でいう「主要な変更又は改造」とは，例えば船体延長，用途変更，主機換装等をいう。

-2. 規則 **2.2-1.**でいう「特殊な事情」とは，例えば，荒天遭遇又は海難事故等不可抗力的な事情により，予定されている検査の時期に検査を行うことが困難な状況をいう。

(-3.は省略)

附 則

1. この達は，2018 年 2 月 15 日から施行する。